（投資運用業に関する損失補塡の禁止の適用除外）

第百二十九条の二　法第四十二条の二第六号に規定する内閣府令で定める投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二十五条第二号に規定する公社債投資信託（計算期間が一日のものに限る。）であって、権利者と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得され、又は保有されるものとする。

（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託の要件）

第百四十一条の二　前条の規定にかかわらず、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託（以下この条において単に「顧客分別金信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

［一～三　略］

四　金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

［イ～ニ　略］

ホ　法第五十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第八号に該当する場合に限る。）を受けたとき。

［ヘ・ト　略］

五　当該顧客分別金信託（信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補塡の契約のあるものを除く。）に係る信託財産の運用の方法が、次に掲げる方法によるものであること。

イ　次に掲げる有価証券の保有

［(1)～(5)　略］

(6)　貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）に基づく受益証券で元本補塡の契約のあるもの

［(7)・(8)　略］

［ロ～ニ　略］

ホ　信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補塡の契約のあるもの

六　［略］

七　金融商品取引業者等が信託財産である有価証券の評価額をその時価により算定するものであること（当該顧客分別金信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補塡の契約のある場合を除く。）。

八　顧客分別金信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補塡の契約のある場合に、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託の元本額とするものであること。

［九～十五　略］

2　前項第十四号及び第十五号の「元本換価額」とは、顧客分別金信託に係る信託財産（元本部分に限る。）を換価して得られる額（顧客分別金信託に元本補塡がある場合には、元本額）をいう。

（投資運用業に関する損失補塡の禁止の適用除外）

第百二十九条の二　法第四十二条の二第六号に規定する権利者と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得又は保有されるものとして内閣府令で定める投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二十五条第二号に規定する公社債投資信託（計算期間が一日のものに限る。）であって、当該権利者と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得又は保有されるものとする。

（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託の要件）

第百四十一条の二　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　法第五十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第七号に該当する場合に限る。）を受けたとき。

［ヘ・ト　同上］

五　当該顧客分別金信託（信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるものを除く。）に係る信託財産の運用の方法が、次に掲げる方法によるものであること。

イ　［同上］

［(1)～(5)　同上］

(6)　貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）に基づく受益証券で元本補てんの契約のあるもの

［(7)・(8)　同上］

［ロ～ニ　同上］

ホ　信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの

六　［同上］

七　金融商品取引業者等が信託財産である有価証券の評価額をその時価により算定するものであること（当該顧客分別金信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のある場合を除く。）。

八　顧客分別金信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のある場合に、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託の元本額とするものであること。

［九～十五　同上］

2　前項第十四号及び第十五号の「元本換価額」とは、顧客分別金信託に係る信託財産（元本部分に限る。）を換価して得られる額（顧客分別金信託に元本補てんがある場合には、元本額）をいう。